学校外教育バウチャー提供事業実施要綱(自主型)

公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、経済的理由や災害による被災などで十分な学校外教育を受けることができない子どもたちに対し、学校外教育の機会を保障するために当法人が実施する学校外教育バウチャー(以下、バウチャーという。)の提供事業(以下、本事業という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

(バウチャーの種類)

- 第2条 当法人が提供するバウチャーは次の4種とする。
 - (1) 西日本バウチャー
 - (2) 東日本バウチャー (一般枠)
 - (3) 東日本バウチャー(推薦枠)
 - (4) 緊急支援バウチャー

第2章 西日本バウチャー

(利用者の要件)

- 第3条 西日本バウチャーの給付を受けることができる者は次のすべての条件を満たす者とする。
 - (1) 兵庫県、大阪府、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県内に居住していること。
 - (2) 申請日時点で20歳未満であり、小学校、中学校、高等学校、もしくはそれに準ずる学校に属する児童生徒(以下、児童等という。)又は、中学校卒業後に高等学校もしくは高等学校卒業程度認定試験を受験する者。

ただし、次の者は1事業年度に限り対象に含めることとする。

- ・前年度からの利用者で、高等教育機関もしくは就職等を目指して学習を行う高等学校卒業生又は高等学校卒業程度認定試験合格者
- (3)(2)の保護者が、申請時点において生活保護法の被保護者であること。

(バウチャーの利用期間)

第4条 西日本バウチャーの利用期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、 新たに提供するバウチャーの利用期間は7月1日から翌年3月31日までとする。

(バウチャーの新規給付申請)

第5条 西日本バウチャーの給付を新たに希望する者は、毎年おおむね4月から5月までに所定 の申請書及び必要書類を添えて、当法人に新規給付申請を行うものとする。 (バウチャーの継続給付申請)

第6条 次年度以降も西日本バウチャーの給付を継続して希望する者は、毎年おおむね12月から翌1月までに所定の申請書及び必要書類を添えて、当法人に継続給付申請を行うものとする。 ただし、新たにバウチャーの提供を受けた中学3年生は、継続してバウチャーの給付を申請することはできない。

(バウチャーの給付審査)

- 第7条 前2条に定める新規給付申請及び継続給付申請について当法人は必要な審査を行い、利用者を決定するものとする。
- 2 前項に定める審査の基準及び方法については理事会が別途定める。

(バウチャーの提供額)

第8条 西日本バウチャーで提供するバウチャーの金額については別表1の通りとする。

第3章 東日本バウチャー(一般枠)

(利用者の要件)

- 第9条 東日本バウチャー (一般枠) の給付を受けることができる者は次のすべての条件を満たす者とする。
 - (1) 東日本大震災で被災した地域に居住している又は被災を理由として避難していること。
 - (2) 申請日時点で20歳未満であり、小学校、中学校、高等学校、もしくはそれに準ずる学校に属する児童等又は、中学校卒業後に高等学校もしくは高等学校卒業程度認定試験を受験する者。

ただし、次の者は1事業年度に限り対象に含めることとする。

- ・前年度からの利用者で、高等教育機関もしくは就職等を目指して学習を行う高等学校卒業生又は高等学校卒業程度認定試験合格者
- (3)(2)が属する世帯の所得が理事会の定める基準以下であること。又は(2)の保護者が、申請時点において生活保護法の被保護者であること。

(バウチャーの利用期間)

第10条 東日本バウチャーの利用期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、 新たに提供するバウチャーの利用期間は7月1日から翌年3月31日までとする。

(バウチャーの新規給付申請)

第11条 東日本バウチャーの給付を新たに希望する者は、毎年おおむね4月から5月までに所 定の申請書及び必要書類を添えて、当法人に新規給付申請を行うものとする。

(バウチャーの継続給付申請)

第12条 次年度以降も東日本バウチャーの給付を継続して希望する者は、毎年おおむね12月から翌1月までに所定の申請書及び必要書類を添えて、当法人に継続給付申請を行うものとする。ただし、新たにバウチャーの提供を受けた中学3年生は、継続してバウチャーの給付を申請することはできない。

(バウチャーの給付審査)

- 第13条 前2条に定める新規給付申請及び継続給付申請について当法人は必要な審査を行い、 利用者を決定するものとする。
- 2 前項に定める審査の基準及び方法については理事会が別途定める。

(バウチャーの提供額)

第14条 東日本バウチャーで提供するバウチャーの金額については別表1の通りとする。

第4章 東日本バウチャー(推薦枠)

(趣旨)

第15条 東日本バウチャー(推薦枠)は、保護者の養育が十分でない等の理由で、東日本バウチャー(一般枠)の利用申請が困難な子どもや、不登校状態の子どもに、支援機関と連携して学校外教育バウチャーを提供することを目的に設置する。

(利用者の要件)

第16条 東日本バウチャー(推薦枠)の給付を受けることができる者は、次のアまたはイのいずれかの者とする。

ア 生活困窮世帯の児童等

次の(1)から(4)の条件を満たす者とする。

- (1) 東日本大震災で被災した地域に居住していること。
- (2) 申請日時点で20歳未満であり、小学校、中学校、高等学校又はそれに準ずる学校に属する児童等であること。ただし、中学校卒業後に高等学校又は高等学校卒業程度認定試験を受験する者については対象に含めることとする。
- (3) 第17条に定める指定機関から推薦があり、東日本バウチャー(一般枠)の利用申請が困難な理由を聴取できていること。
- (4) 当該児童等の保護者が、生活困窮者自立支援法で定める生活困窮者であること。

イ 不登校の児童等

次の(1)から(4)の条件を満たす者とする。

- (1) 東日本大震災で被災した地域に居住していること。
- (2) 申請日時点で20歳未満であり、小学校、中学校、高等学校又はそれに準ずる学校に 属する児童等であること。
- (3) 第17条に定める指定機関から推薦があり、不登校状態が証明されていること。
- (4) 当該児童等が属する世帯の所得が理事会の定める基準以下であること。又は当該児童 等の保護者が、申請時点において生活保護法の被保護者であること。

(指定機関の認定)

第17条 生活困窮世帯や不登校の児童等への支援を行う機関又は専門家を公募し、次のいずれ かの条件に合致することを審査したうえで適当と認める場合、指定機関として認定する。

- (1) 生活困窮者の支援事業を実施する地方公共団体又は支援事業を公的機関から委託を受けて 実施する民間団体であること。
- (2) 不登校児童等の支援を行う地方公共団体又は民間団体であること。
- (3) 本条1号又は2号に定める機関に所属する社会福祉士、社会福祉主事、ケースワーカー、 ソーシャルワーカー、その他の専門家であること。
- (4) 本条1号、2号又は3号に相当すると常務会が認める機関又は専門家であること。
- 2 指定機関の認定は常務会が行う。

(バウチャーの利用期間)

第18条 東日本バウチャー(推薦枠)の利用期間は利用決定日の属する月の翌月から当該年度 末までとする。

(バウチャーの新規給付申請)

第19条 東日本バウチャー(推薦枠)の給付を新たに希望する者は、所定の申請書及び必要書類を添えて、当法人に新規給付申請を行うものとする。

(バウチャーの継続給付申請)

第20条 次年度以降も東日本バウチャーの給付を継続して希望する者は、第12条の東日本バウチャー(一般枠)の継続給付申請を行うこととする。

(バウチャーの給付審査)

- 第21条 前2条に定める新規給付申請及び継続給付申請について当法人は必要な審査を行い、 利用者を決定するものとする。
- 2 前項に定める審査の基準及び方法については理事会が別途定める。

(バウチャーの提供額)

第22条 東日本バウチャー(推薦枠)で提供するバウチャーの金額については別表1の通りとする。

(バウチャー重複給付申請の禁止)

第23条 東日本バウチャー (一般枠)、(推薦枠)の給付申請を重複して行うことはできない。

第5章 緊急支援バウチャー

(制度の概要)

- 第24条 日本国内において大規模災害の発生、感染症のまん延、その他子どもの教育環境に重大な影響を与える緊急事態(以下、緊急事態という。)が発生した場合、理事会の議決により、その影響を受けた子どもたちに対して緊急支援を行うため、学校外教育バウチャーを新たに給付するものとする。
- 2 緊急支援バウチャーの提供を行う緊急事態については、その発生の都度、理事会の議決により定める。

(利用者の要件)

第25条 バウチャーの給付を受けることができる者は次のすべての条件を満たす者とする。

- (1) 理事会が指定する緊急事態において影響を受けていること。
- (2) 申請日時点で20歳未満であり、小学校、中学校、高等学校又はそれに準ずる学校に属する児童等であること。ただし、中学校卒業後に高等学校又は高等学校卒業程度認定試験を受験する者については対象に含めることとする。
- (3) その他の要件については、発生後に当該緊急事態の状況に応じて理事会が個別に定めることができる。

(バウチャーの利用期間)

第26条 緊急支援バウチャーの利用期間は、バウチャー提供から概ね一年間とする。ただし、 当該緊急事態の状況、発生の時期等に応じて、理事会はその期間を短縮又は伸長することがで きる。

(バウチャーの新規給付申請)

第27条 緊急支援バウチャーの給付を新たに希望する者は、応募期間中に所定の申請書及び必要書類を添えて、当法人に新規給付申請を行うものとする。

(バウチャーの継続給付申請)

- 第28条 緊急支援バウチャーの給付は原則一回限りとする。ただし、影響の大きさや復興の状況等を考慮し、一回に限り、継続給付を行うことができるものとする。
- 2 次年度以降も緊急支援バウチャーの給付を継続して希望する者は、所定の申請書及び必要書類を添えて、当法人に継続給付申請を行うものとする。

(バウチャーの給付審査)

- 第29条 前2条に定める新規給付申請及び継続給付申請について当法人は必要な審査を行い、 利用者を決定するものとする。
- 2 前項に定める審査の基準及び方法については理事会が別途定める。

(バウチャーの提供額)

第30条 緊急支援バウチャーで提供するバウチャーの金額については、当該バウチャーの原資 として集まった寄付金等や給付申請者数を考慮し、理事会が定める。ただし、提供額の範囲は 別表1で定める通りとする。

第6章 附則

(本要綱に定めのない事項)

第31条 本要綱に定めのない事項については、理事会がこれを定める。

(本要綱の改定)

第32条 本要綱の改定は理事会の議決に基づく。

(本要綱の施行)

第33条 本要綱は2021年3月23日に改定し、同日施行する。

本要綱の改定履歴は別表2に記載する。

別表1

バウチャーの種類	利用者の学年	バウチャーの金額(注1)
西日本バウチャー	小学校1年生から6年生	年間 150,000 円
	中学校1年生・2年生 高等学校1年生・2年生	年間 200, 000 円
	中学校3年生 高等学校3年生	年間 300,000 円
	高等学校卒業程度認定試 験受験者/合格者 高等学校卒業生	年間 300, 000 円
東日本バウチャー (一般枠)	小学校1年生から6年生	年間 150,000 円
	中学校1年生・2年生 高等学校1年生・2年生	年間 200,000 円
	中学校3年生 高等学校3年生	年間 300, 000 円
	高等学校卒業程度認定試 験受験者/合格者 高等学校卒業生	年間 300, 000 円
東日本バウチャー (推薦枠)	小学校1年生から6年生	月 12,000 円×利用期間分
	中学校1年生・2年生 高等学校1年生・2年生	月 16,000 円×利用期間分
	中学校3年生 高等学校3年生	月 25,000 円×利用期間分
緊急支援バウチャー	全学年	年間 50, 000 円以上 300, 000 円以下

注1 バウチャー利用期間が1年に満たない場合もあるが、年額と同額のバウチャーの給付を行うものとする。

別表2

制定・改定日	施行日	改定等の詳細
2014年12月10日制定	2015年1月1日	_
2015年11月30日改定	2016年1月1日	・第3条西日本バウチャー(利用者の要件)に高等学校卒業程度認定試験を受験する者を追加。 ・第9条東日本バウチャー(利用者の要件)に就学援助制度の被認定者を追加。 ・第10条東日本バウチャー(バウチャーの利用期間)の新たに提供するバウチャーの期間を7月1日からに変更。 ・第11条東日本バウチャー(バウチャーの新規給付申請)の期間を4月から5月に変更。 ・東日本バウチャー(進学受験枠)を削除。
2016年4月28日改定	2016年4月28日	・大規模災害被災地バウチャーを追加。
2017年2月13日改定	2017年2月13日	・東日本バウチャー(随時枠)を追加。 ・第4条西日本バウチャー(バウチャーの利用期間)の新たに提供するバウチャーの期間を7月1日からに変更。 ・第5条西日本バウチャー(バウチャーの新規給付申請)の期間を4月から5月に変更。 ・第6条西日本バウチャー(バウチャーの継続給付申請)の期間を12月から翌1月に変更。加えて、新たにバウチャーの提供を受けた中学3年生の継続給付申請を不可に変更。・第9条東日本バウチャー(利用者の要件)から就学援助制度の被認定者を削除。 ・第12条東日本バウチャー一般枠(バウチャーの継続給付申請)の新たにバウチャーの提供を受けた中学3年生の継続給付申請)の新たにバウチャーの提供を受けた中学3年生の継続給付申請を不可に変更。・別表2として改定履歴を追加。
2018年3月23日改定	2018年3月23日	・東日本バウチャー(不登校児童等支援枠)を追加。 ・第2条及び22条に、不登校児童等支援枠を追加。
2018年12月5日改定	2018年12月5日	・第3条、第9条及び別表1に、高等学校卒業生及び高等学校卒業程度認定試験合格者を追加。
2020年5月15日改定	2020年5月15日	・第6章、大規模災害被災地バウチャーを緊急支援バウチャーに名称変更し、感染症のまん延等、緊急事態が発生した場合の支援を追加。 ・第37条、バウチャーの提供額について、寄付金を給付申請者数で均等割する方法から理事会が定める方法に変更。

		・旧第5章、東日本バウチャー(不登校児童等支援枠)と第
		4章、東日本バウチャー(随時枠)を統合し、東日本バウチ
		ャー(推薦枠)に変更。
		・推薦枠の中に指定機関の認定(第 17 条)を追加。
		・推薦枠の中学校・高等学校3年生のバウチャー給付額を月
		24,000円から月25,000円に変更。
2021年3月23日改定	2021年3月23日	・各バウチャーの利用者の要件 (第3条、9条、16条、25条)
		に「申請日時点で20歳未満」を対象にすること、「中学校卒
		業後に高等学校を受験する者を対象に含めること」を追記。
		・第9条、第16条の被災要件を変更
		第9条「東日本大震災で被災した地域に居住している又は被
		災を理由として避難していること。」、第 16 条「東日本大震
		災で被災した地域に居住していること」